

第1章 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び甘楽町防災会議条例（昭和38年甘楽町条例第2号）第2条の規定に基づき、甘楽町防災会議が作成する計画であり、甘楽町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能のすべてを挙げて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

1 処理すべき事務又は業務の大綱

甘楽町における公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

2 災害予防に関する計画

防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練等、災害予防に関する計画

3 災害応急対策に関する計画

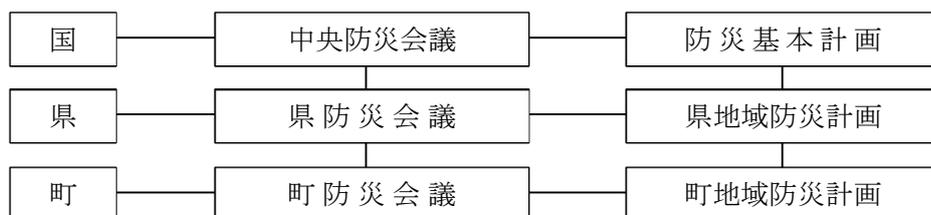
災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画

4 災害復旧に関する計画

災害予防、災害応急対策を踏まえた災害復旧に関する計画

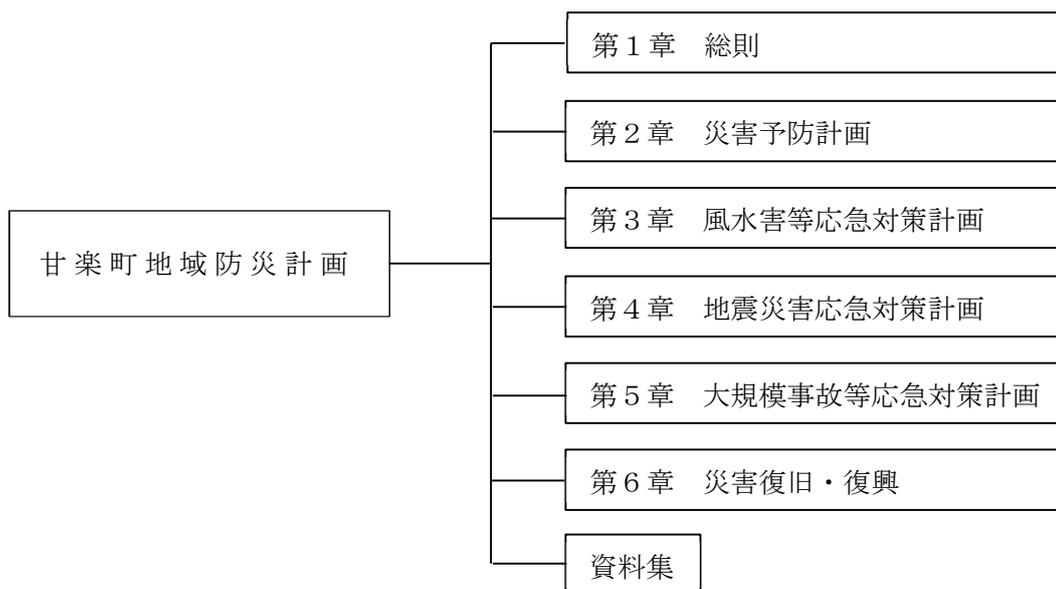
第2 計画の位置づけ

甘楽町地域防災計画は、災害対策基本法により「防災基本計画」（中央防災会議）、「群馬県地域防災計画」（群馬県防災会議）との整合性を図り、地域における特性や災害環境に合わせた計画とする。



第3 計画の構成

甘楽町地域防災計画の構成は、次のとおりとする。



第4 計画の修正

甘楽町防災会議は、災害対策基本法第42条第1項の規定により、毎年計画内容に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

●資料1-1 甘楽町防災会議条例[p.191]

第2節 防災の基本理念

第1 防災の基本方針

町は、災害発生時における住民の生命、財産を守るとともに、災害に強いまち・組織づくりを推進するため、災害対策の基本方針を定め、町、防災関係機関、住民等が連携して防災・減災対策に取り組む。

1 災害に強い組織をつくる

災害発生時において、町や防災関係機関の対応には限界があることから、住民自らが判断し、行動できることが重要となる。

このことから、「自助（自らの安全を自らで守る）」・「共助（自分たちの地域は自分たちで守る）」・「公助（町及び防災関係機関が実施する対策）」が、相乗的・効果的に推進され、住民、自主防災組織、企業、町及び防災関係機関の協働により、地域一体となった防災組織体制の確立を目指す。

また、防災訓練や防災教育の推進により、防災意識の高揚を図るとともに、女性や高齢者など多様な視点を取り入れた防災体制を確立し、地域の防災力向上を図る。

2 災害に強いまちをつくる

地震などの異常な自然現象は、発生そのものを防ぐことはできないが、その被害の大きさは防災対応のあり方によって大きく異なる。

このことから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を取り入れ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、平常時から防災関係機関との連携を深めて情報共有を図るとともに、地域の気候特性や浸水区域、土砂災害区域の状況把握、住宅の耐震改修促進等に努める。

3 災害に備えた体制をつくる

災害発生時において迅速な対応ができるよう、初動マニュアルや災害の種類に応じた行動マニュアルの整備を図るとともに、ハザードマップの見直しや備蓄品の整備、民間企業との防災協定の締結を推進し、物資供給や救援体制の強化を図る。

また、情報収集や住民への避難情報を的確に伝達できるよう、通信、情報伝達手段の多重化を図り、情報ネットワーク体制の確立を目指す。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱

甘楽町、群馬県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 甘楽町

処理すべき事務及び業務の大綱	
(1) 防災に関する組織の整備に関すること。	(11) 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
(2) 防災に関する訓練に関すること。	(12) 緊急輸送の確保に関すること。
(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。	(13) 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
(4) 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。	(14) 災害復旧及び復興計画に関すること。
(5) 予報・警報並びに災害に関する情報収集・伝達及び広報に関すること。	(15) 甘楽町防災会議に関すること。
(6) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。	(16) 町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。
(7) 消防、水防その他の応急措置に関すること。	(17) 町民への防災に関する啓発活動
(8) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。	
(9) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。	
(10) 施設及び設備の応急復旧に関すること。	

2 群馬県

処理すべき事務及び業務の大綱	
(1) 防災に関する組織の整備に関すること。	(11) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
(2) 防災に関する訓練に関すること。	(12) 緊急輸送の確保に関すること。
(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。	(13) 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
(4) 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。	(14) 災害復旧及び復興計画に関すること。
(5) 予報・警報の伝達に関すること。	(15) 群馬県防災会議に関すること。
(6) 消防、水防その他の応急措置に関すること。	(16) 市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。
(7) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。	
(8) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。	
(9) 施設及び設備の応急復旧に関すること。	
(10) 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。	

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
関東管区警察局	(1) 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事 こと。 (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事 こと。 (3) 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に 関する事 こと。 (4) 警察通信の確保及び統制に関する事 こと。
関東総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 こと。 (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関す る事 こと。 (3) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移 動電源車等の貸し出しに関する事 こと。 (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開 局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等 により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 こと。 (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関す る事 こと。
関東財務局 (前橋財務事務所)	(1) 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関する事 こと。 (2) 災害復旧事業費の査定立合に関する事 こと。 (3) 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関する事 こと。 (4) 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関する事 こと。 (5) 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関する事 こと。
関東信越厚生局	(1) 管内の被害状況の収集及び伝達に関する事 こと。 (2) 関係機関との連絡調整に関する事 こと。
群馬労働局	(1) 事業場における労働災害の防止に関する事 こと。 (2) 災害応急工事、災害復旧工事等に必要労働力の確保に関する事 こと。 (3) 災害による離職者の早期再就職の促進に関する事 こと。
関東農政局 (群馬県拠点ほか)	(1) 災害予防 ① ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設 の点検整備等の実施又は指導に関する事 こと。 ② 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、 堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食 防止等の施設の整備に関する事 こと。 (2) 災害応急対策 ① 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 こと。 ② 種もみ、その他営農資材の確保に関する事 こと。 ③ 主要食糧の供給に関する事 こと。 ④ 生鮮食料品等の供給に関する事 こと。 ⑤ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する 事 こと。 ⑥ 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に 関する事 こと。 (3) 災害復旧 ① 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に 関する事 こと。 ② 被災農業者等に対する資金の融通に関する事 こと。

	(4) その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
関東森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること。 (2) 災害復旧用木材(国有林材)のあっせんに関すること。
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関すること。 (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所ほか)	管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 (1) 災害予防 ① 防災上必要な教育及び訓練 ② 通信施設等の整備 ③ 公共施設等の整備 ④ 災害危険区域等の関係機関への通知 ⑤ 官庁施設の災害予防措置 ⑥ 豪雪害の予防 (2) 災害応急対策 ① 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 ② 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 ④ 災害時における復旧用資材の確保 ⑤ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 ⑥ 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 ⑦ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 ⑧ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による災害対応支援(河川、道路、上下水道、応急危険度判定等)に関すること (3) 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。
関東運輸局 (群馬運輸支局)	(1) 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。 (2) 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。 (3) 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
東京航空局 (東京空港事務所)	(1) 航空機による輸送に係る安全の確保に関すること。 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
東京管区气象台 (前橋地方气象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
国土地理院 関東地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。

	(3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事。
--	----------------------------------

4 陸上自衛隊

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
第12旅団	(1) 災害派遣の準備 ① 防災関係情報資料の整備に関する事。 ② 防災関係機関との連絡、調整に関する事。 ③ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 ④ 防災に関する教育訓練の実施に関する事。 (2) 災害派遣の実施 ① 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 ② 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

5 指定公共機関

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
日本郵便(株)	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 (2) 災害特別事務取扱いに関する事。 ① 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛て救援用郵便物等の料金免除 エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 ② 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項
NTT東日本(株) (群馬支店)	(1) 電気通信設備の保全に関する事。 (2) 重要通信の確保に関する事。
(株)NTTドコモ (群馬支店)	(1) 携帯電話設備の保全に関する事。 (2) 重要通信の確保に関する事。
日本銀行 (前橋支店)	(1) 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関する事。
日本赤十字社 (群馬県支部)	(1) 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 (2) 救護所の開設及び運営に関する事。 (3) 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 (4) 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 (5) 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 (6) 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 (7) 外国人の安否の調査に関する事。 (8) 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。

日本放送協会 (前橋放送局)	(1) 防災思想の普及に関する事 (2) 気象予報・警報の周知に関する事 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事 (4) 放送施設に対する障害の排除に関する事 (5) 避難場所等における受信機の貸与・設置に関する事 (6) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事
東日本高速道路 (株) (関東支社)	(1) 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事 (2) 緊急交通路の確保に関する事
独立行政法人 水資源機構	(1) 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。)又は改築の実施に関する事 (2) 水資源開発施設の保全(施設管理)に関する事
国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構 (高崎量子技術 基盤研究所)	(1) 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関する事
東日本旅客鉄道 (株) (高崎支社)	(1) 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事 (2) 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事
東京ガスネットワ ーク(株) (群馬導管・設備 センター)	(1) 都市ガス施設の保安の確保に関する事 (2) 都市ガスの供給の確保に関する事
日本通運(株) (群馬支店)	(1) 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事
東京電力パワー グリッド(株) (群馬総支社)	(1) 電力施設の保安の確保に関する事 (2) 電力の供給の確保に関する事

6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
(公社)群馬県 医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関する事 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 (3) 医療救護活動の実施に関する事
(公社)群馬県 歯科医師会	(1) 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事 (2) 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事
(公社)群馬県 看護協会	(1) 救護活動に必要な看護の確保に関する事
(一社)群馬県 LPガス協会	(1) LPガス設備の保安の確保に関する事 (2) LPガスの供給の確保に関する事 (3) 会員事業者の連絡調整に関する事
群馬県 石油協同組合	(1) 石油等燃料の供給に関する事
地方鉄道事業者 上信電鉄(株)	(1) 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事 (2) 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事

(一社)群馬県バス協会	(1) バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。 (2) 被災地の交通の確保に関する事。
(一社)群馬県トラック協会	(1) 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	(1) 防災思想の普及に関する事。 (2) 気象予報・警報の周知に関する事。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
(福)群馬県社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の生活の支援に関する事。 (2) 義援金品募集及び配分に関する事。 (3) ボランティア活動の支援及び推進に関する事。 (4) 災害福祉支援ネットワーク事務局の運営に関する事。
甘楽多野用土地改良区、鐮川土地改良区	(1) 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
報道機関	(1) 防災思想の普及に関する事。 (2) 気象予報・警報の周知に関する事。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
甘楽富岡農業協同組合 鐮川東部森林組合	(1) 共同利用施設の保全に関する事。 (2) 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事。 (3) 県又は町が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事。
(一社)富岡市甘楽郡医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関する事。 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 (3) 医療救護活動の実施に関する事。
(公社)富岡甘楽歯科医師会	(1) 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 (2) 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。
病院経営者	(1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 (2) 被災傷病者の救護に関する事。
富岡・甘楽薬剤師会	(1) 医療救護活動に必要な医薬品等の管理、調剤等に関する事。
社会福祉施設経営者	(1) 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
甘楽町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の生活の支援に関する事。 (2) 義援金品募集及び配分に関する事。 (3) ボランティア活動の支援及び推進に関する事。
(福)群馬県共同募金会	(1) 義援金の募集及び配分に関する事。

甘楽町商工会	(1) 被災事業者に対する支援に関すること。 (2) 県又は町が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 (3) 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。 (4) 物価の安定についての協力に関すること。
金融機関	(1) 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
危険物等施設の管理者	(1) 危険物等施設の保安の確保に関すること。 (2) 周辺住民の安全の確保に関すること。
(一社)群馬県建設業協会富岡支部	(1) 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
甘楽町建設業協会・甘楽町建設業組合	(1) 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
区長会、民生委員・児童委員、婦人団体等	(1) 町が行う災害救助等についての協力に関すること。 (2) 義援金品の募集・配分等ボランティア活動の協力に関すること。

8 住民・自主防災組織・事業者

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
住民	(1) 防災・減災の知識習得 (2) 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 (3) 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 (4) 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 (5) 気象情報等の収集、家族・近所への伝達 (6) 家族・近所の避難行動要支援者等の避難支援 (7) 災害廃棄物の分別 (8) その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。
自主防災組織	(1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 (2) 地域の災害危険性の把握、点検 (3) 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力 (4) 地区の孤立化対策(通信機器・食料備蓄等) (5) 自主防災リーダーの養成 (6) 自主防災活動、訓練の実施 (7) 気象情報等の収集、伝達 (8) 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力 (9) 災害時の避難場所の自主運営 (10) 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力
事業者	(1) 従業員の防災教育、訓練 (2) 事業継続計画(BCP)の作成・更新 (3) 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 (4) 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 (5) 自衛消防活動・訓練 (6) 気象情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 (7) 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 (8) 要配慮者等の避難支援 (9) 災害廃棄物の分別 (10) その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。

第4節 地域の災害環境

第1 町の地勢

本町は、群馬県の南西部甘楽郡の最東部に位置し、面積は58.61km²で南北に細長い町域を形成している。北は関東平野に続く平坦地で、南は稲含山と一連の山地に通じている。

地形は、南の標高1,370mの稲含山から北に傾斜し、南部から中央部にかけては、山間地と丘陵地帯があり、北部は平坦地である。

町を流下する主要な河川として、富岡市との境界を^{かぶら}鏑川が流れ、町の中央部に^お雄川、西部に^{くだ}下川、東部に^{あまびき}天引川、白倉川が流れ、北部で鏑川に注いでいる。

地質は中央部から南部にかけて稲含、熊倉、物見、雲津の連山に関連する一帯が、長瀬系結晶変岩からなる古生層におおわれ、中央部を東西に細く帯状に第三紀層（牛伏層）があり小幡丘陵、多胡台地の中央部丘陵台地は第三紀層（福島層、吉井層）が連坦し、鏑川段丘の北部平坦地は第四紀層が形成している。

本町は、南部に山間部が多いため、河川は急流で川幅が狭く、出水による被害を受けることが多く、台風や梅雨前線による風水害、その他凍霜害による農業災害が多い。

気候は、年間平均気温14℃前後、年間降水量は1,000mm前後であり、降雪も少なく、年間を通じて温暖な気候である。

第2 災害履歴

【甘楽町において昭和60年以降発生した主な災害の状況】

年月	種別	被害状況	備考
S60.7	台風6号被害	公共施設（道路等含む）10箇所	被害金額 16,020千円におよぶ
S61.9	台風15号被害	公共施設（道路等含む）8箇所	被害金額 17,410千円におよぶ
H2.7	降ひょう	水稻、コンニャク、キウイフルーツ、リンゴ等被害面積 258.4ha	被害金額 247,412千円におよぶ
H3.10	台風19号被害	水稻、コンニャク、キウイフルーツ等被害面積 106.7ha	被害金額 75,600千円におよぶ
H5.5	冷夏	水稻、コンニャク、キウイフルーツ、露地野菜等被害面積 596ha	被害金額 149,280千円におよぶ
H6.9	降ひょう	水稻、コンニャク、キウイフルーツ等被害面積 274.8ha	被害金額 190,751千円におよぶ
H8.7	降ひょう	コンニャク、キウイフルーツ、キュウリ、リンゴ、トウモロコシ等被害面積 290ha	被害金額 349,720千円におよぶ

H10.9	台風5号被害	水稲、コンニャク、ネギ、ナス等被害面積 226.5ha	被害金額 148,931 千円におよぶ
H13.9	台風15号被害	公共施設（道路等含む）14 箇所	被害金額 56,490 千円におよぶ
H14.9	集中豪雨	土砂崩落 2 箇所、公共施設（道路等含む）2 箇所	被害金額 41,707 千円におよぶ
H18.7	集中豪雨	公共施設（河川、道路等含む）5 箇所	被害金額 7,025 千円におよぶ
H19.9	台風9号被害	家屋一部損壊 1 棟、避難者 27 世帯 73 人、土砂崩れ 22 箇所、町道 80 箇所、林道 26 箇所、公園施設、水道施設、その他防災・交通安全施設等被害多数 水稲、コンニャク、キウイフルーツ、タラの芽、ナス、キュウリ、リンゴ等被害面積 147.1ha	被害金額 337,094 千円におよぶ 稲含山で総降水量 594mm を記録
H21.10	台風18号被害	水稲、コンニャク、キウイフルーツ等被害面積 106.7ha	
H22.7	集中豪雨	床下浸水 3 棟	
H23.3	東日本大震災	家屋一部損壊 2 棟、停電 11 時間 36 分 間外計画停電 5 回、燃料の供給不足、福島第一原子力発電所事故に伴う農作物等の風評被害等	甘楽町で震度 4 を観測
H26.2	大雪被害	軽傷者 2 名、住宅一部損壊 111 棟、その他工場、倉庫、物置、車庫、カーポート等損壊多数 国道、県道、町道外すべての路線通行不能。 広範囲で停電及び断水 農業施設及びビニールハウス等多数被害	被害総額 251,513 千円におよぶ
R1.10	台風19号被害	家屋一部損壊 3 棟、床上浸水 2 棟、避難者 1,029 人、町道 19 箇所、橋梁 1 箇所、河川 1 箇所、公園 1 箇所、林道 14 箇所（5 路線）、農業施設（取水口 1 箇所、水路 2 箇所）、農地 11 箇所、水道施設、県管理道路・河川 52 箇所等被害多数、水稲、なす、野沢菜、玉ねぎ、りんご、キウイフルーツ等被害面積 49.7ha、秋畑地区 300 戸停電、天引・白倉地区 100 戸停電、秋畑那須地区電話（固定・携帯）不通	被害金額 324,441 千円におよぶ 稲含山で総降水量 623mm、甘楽町役場で 485mm を記録

第3 災害危険区域

1 洪水浸水想定区域

河川の氾濫については、群馬県により洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、鐙川及びその他一級河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示する浸水想定区域を公表している。

2 土砂災害危険区域

土砂災害については、土石流の危険性の高い区域を土砂法(明治30年法律第29号)に基づく「砂防指定地」に、地すべりの危険性の高い区域を地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく「地すべり防止区域」に、崩壊の危険性の高い急傾斜地を急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されており、この箇所での土砂災害の発生を計画の前提とする。

●資料3-1 地すべり防止区域 [p. 261]

●資料3-2 急傾斜地崩壊危険区域 [p. 262]

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

群馬県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、令和5年4月28日時点で、秋畑ほか6地区において194箇所の土砂災害警戒区域が指定されており、この土砂災害警戒区域のうち、169箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

甘楽町では、これらの区域及び避難所等を示した「甘楽町防災マップ」を作成し、公表している。

●資料3-3 土砂災害警戒区域等の指定状況 [p. 263]

●資料3-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 [p. 263]

4 山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

山腹が崩壊したか、又は発生するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、町内では22地区となっている。

(2) 地すべり危険地区

地すべりが発生したか、又は発生するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、町内では9地区となっている。

(3) 崩壊土砂流出危険区域

山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となり流失するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、町内では25地区となっている。

●資料3-5 山地災害危険地区 [p. 271]

第4 県による地震被害想定

群馬県では、防災対策の強化・充実に役立てるため、最新の知見及び技術を用いて、平成24年6月に地震被害想定調査の見直しを行った。

この調査は、県内に大きな地震が発生した場合を想定し、県内各地の揺れや各種の被害、影響を科学的に予測したものである。

以下に地震被害想定調査の概要を示す。

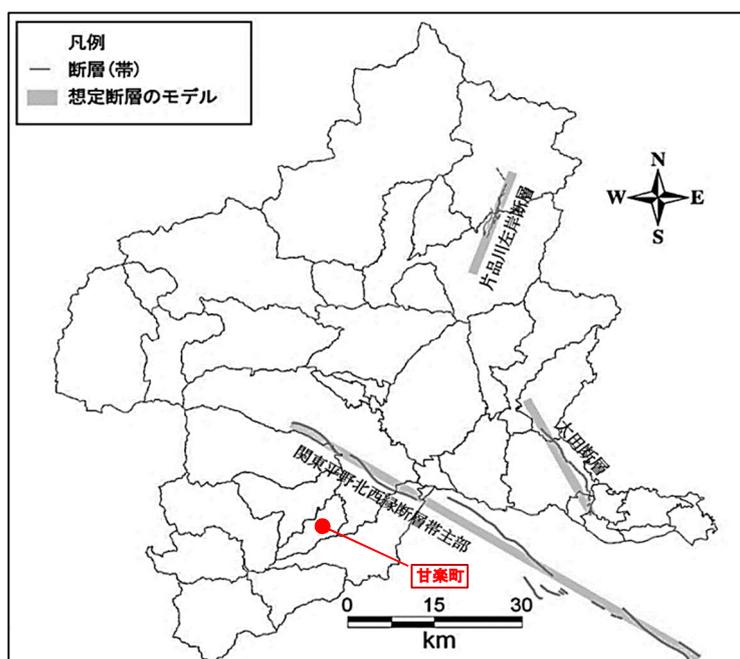
1 想定した地震

この調査では、群馬県に大きな被害を与える可能性のある地震として、県内の次の3つの断層・断層帯による地震を想定地震としている。

【想定地震ごとの被害想定（冬の5時、風速9m/秒）】

項目		想定地震ごとの被害（県内）		
		関東平野北西縁断層帯主部	太田断層	片品川左岸断層
想定	規模	M8.1	M7.1	M7.0
震度	最大震度	7	7	7
死者数		3,133人	1,133人	23人
負傷者数		17,743人	7,874人	85人
建物被害	全壊	59,044棟	21,897棟	341棟
	半壊	133,317棟	53,151棟	1,374棟
	焼失	1,412棟	380棟	0棟

【3つの断層(帯)と想定断層の位置図】



2 被害の想定

甘楽町では、前述の3つの活断層（帯）の地震のうち、「関東平野北西縁断層帯主部」による地震（マグニチュード8.1）の被害が最も甚大であると想定されており、各季節及び時刻における想定被害状況は次のとおりである。

関東平野北西縁断層帯主部による地震（冬の午前5時）による県全体の被害想定は、死者数3,133人、負傷者数17,743人、物的被害のうち建物の被害は、倒壊、焼失合わせて193,773棟となっている。

なお、この被害は、想定地震に対して最大限の被害を想定したものであり、同規模の地震が発生することにより、必ず下記の被害が発生することを示すものではない。

【関東平野北西縁断層帯主部による甘楽町の被害想定】

項 目		想定する条件と甘楽町の被害想定			
条 件	季節・時刻		冬の5時	夏の12時	冬の18時
	風 速		9 m/秒	7 m/秒	9 m/秒
想定地震	規模（震度）		M8.1（震度7）		
物的被害	建物被害	全壊棟数	1,960 棟	1,960 棟	1,960 棟
		半壊棟数	2,618 棟	2,618 棟	2,618 棟
		焼失棟数	5 棟	5 棟	281 棟
		合計	4,583 棟	4,583 棟	4,859 棟
人的被害	避難者数	発災直後	関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)のうち、冬の午後6時における避難者数		4,015 人
		1日後			5,804 人
		2日後			5,759 人
		4日後			4,552 人
		1ヶ月後			4,015 人
	帰宅困難者数	同上の帰宅困難者数		355 人	
人的被害	死者数	建物被害	78 人	41 人	50 人
		塀等転倒	0 人	0 人	0 人
		土砂災害	8 人	3 人	4 人
		火災	0 人	0 人	1 人
		小計	86 人	44 人	55 人
人的被害	負傷者数	建物被害	192 人	143 人	147 人
		塀等転倒	0 人	1 人	3 人
		土砂災害	10 人	3 人	5 人
		火災	1 人	1 人	4 人
		小計	203 人	148 人	159 人